

（仮称）新みのおサンプラザ 1 号館の 1 階～3 階（公共床）基本計画について一般質問します。

6 月 9 日に、（仮称）新みのおサンプラザ 1 号館の公共床となる 1 階から 3 階の基本計画である「新規施設モデルプラン」（以下モデルプランといいます）が、公開されました。この「モデルプラン」は、3 月末に市に成果物として納品されていましたが、2 カ月以上公開されず、ようやく指定管理者の公募条件として示される形で、具体的な整備方針を知るところとなりました。この時点で、市民のアイデアや要望などはどれくらい反映させることが可能なのでしょうか。ともにまちづくりに関わっていきたいという思いで一般質問いたします。

市は「新規施設を運営する事業者を選定するにあたり、市民の期待に応えることのできる、斬新かつ魅力あふれる提案を民間事業者から広く求め、将来の指定管理者となる指定管理予定者を選定する」とのことです。公募にあたり、市が施設をどのような水準で検討しているのかを中心にお聞きします。

【①－１】

１点目に、コンセプトについて質問します。

「モデルプラン」における施設コンセプトは、パブリックコメント及びアンケート調査を踏まえて設定された、とのことでした。

アンケートの実施結果は、WEB によるものが 1011 サンプル、対面が 410 サンプル、e モニターが 200 サンプルです。なお来館者は 22 サンプルとなっており、クロス集計ではサンプル数が少ないため、除外されています。サンプラザを利用していた来館者へのサンプル数は、もっと多くとる必要があったのではないのでしょうか。

またアンケートでは建替え後に「あれば良いと思う施設」について質問していて、その他の自由記述を含めた 9 つの設問から選ぶことになっていますが、この

選択肢のなかに、例えば「市民活動機能」や「健康増進機能」「防災対策機能」などはありません。地域の重要な課題であると思われる、このような選択肢を入れなかったのは何故でしょうか。

なおパブリックコメントやアンケートによるニーズ調査だけでなく、本来ならば、懇話会などを立ち上げて、これまでのサンプラザⅠ号館の利用者や地域住民、まちづくり専門家などと（このアンケート結果も参考にして）協議しながらコンセプトを決めるのが望ましいと考えますが、市民協働でコンセプトづくりなどを行わなかったのは何故でしょうか。今後のまちづくり手法にも関わることなので、あらためて確認させていただきます。ご答弁をお願いいたします。

<答弁①ーⅠ>

ただいまの中西議員のご質問に対しまして、ご答弁いたします。

まず、「来館者アンケートのサンプル数」についてですが、（仮称）新みのおサンプラザⅠ号館は、箕面駅前や商店街を訪れるかたなど、多くの方にも立ち寄ってもらえる交流集客施設を目指すため、これまでの来館者に限らず、周辺にお住まいのかたや観光で箕面駅前や商店街を訪れるかたへの対面アンケート、市外にお住まいのかたも含めた Web アンケートなどを実施したものです。その結果、アンケート調査で1,600件以上ものサンプル数が確保出来たため、有効回答数としては問題ないと考えております。

「あれば良いと思う施設の選択肢」については、新施設は、既存公共施設を再配置した上で、交流施設、地域活性化施設を新たに整備し、箕面駅前における賑わいの創出を目指すことを目的としているため、アンケートについては、既存公共施設や賑わいを創出することができる商業施設を選択肢として例示しておりました。

「市民協働でのコンセプトづくり」については、市では、令和5年3月にみのおサンプラザⅠ号館建替えに伴う公共施設の再編(素案)に関するパブリックコメントを実施しました。また、同年9月からの市民アンケートの実施に至り、新施設に求める機能については、先に答弁しましたとおり、1,600件以上もの多くの様々なご意見をいただくことができ、基本コンセプトに反映したものです。

なお、今後、指定管理予定者の選定には、まちづくりの有識者も加わり、いた

だいたご意見も参考にするとともに、新施設の内容が概ね確定した段階で、改めて市民の方々にご説明する場を設けることを検討しています。

以上でございます。

サンプルとして、やはり来館者や利用者の声をもっと集めてほしかったですし、結果、クロス集計には含まれませんでした。施設をずっと利用してきたからこそその声や気づきがあったと思いますので、とても残念です。

【①－２】

さて、全体コンセプトは「賑わう」とあり、「賑わい創出」「子育て支援」「文化・交流」という３つのコンセプトが挙げられています。子育て支援をコンセプトの核に据えており、子育て世代を呼び込む目的かと理解します。子育て支援と合わせて、これからの時代は、多世代交流や市民活動の促進が大切であると考えますが、コンセプトのなかには、これらの要素が含まれていると考えてよいでしょうか。ご答弁をお願いします。

<答弁①－２>

「多世代交流や市民活動の促進の要素」について、ご答弁いたします。

多様な世代のかたが多様な目的を持って集い、交流し、活動することができ、イベントの開催にも対応できるよう、防音機能をもった多目的室の機能をあわせもつ施設もコンセプトとしており、要素として含まれています。

以上でございます。

施設のコンセプトの中に、「多様な世代の交流や活動」という要素が含まれている、ということで確認しました。そうであるならば、当然ながら多様な市民が参加できる施設という前提であると受け止めさせていただきます。

【②－１】

２点目に１階～３階の公共床の施設構成・概要等について質問いたします。

まず、施設構成について、お聞きします。

子育て支援センターの運営は、これまでのような直営ではなく、指定管理者が行うのでしょうか。その場合の常勤の人員配置や資格、経験などはどのような条件になっていますか。

また、他の子育て交流施設などへの常勤配置人数や資格については、いかがでしょうか。併せてご答弁ください。

<答弁②－１>

「子育て支援センターの運営手法とその他施設も含めた常勤職員の人員配置等」について、ご答弁いたします。

まず、「子育て支援センターの運営」についてですが、指定管理者が行うことを前提としていますが、再委託により指定管理者以外の事業者が運営を行うことも想定されます。

「子育て支援センターの常勤職員の人員配置や資格・経験などの条件」については、新施設に設置予定の子育て支援センターは、児童福祉法第６条の３第６項に該当する「地域子育て支援拠点事業」として、人員配置や職員の資格・経験においては、国通知「地域子育て支援拠点事業の実施について」に基づき実施することとしています。具体的には当該国通知において、「子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を２名以上配置すること」とされています。

「他の子育て交流施設などの常勤職員の人員配置や資格などの条件」については、まず、子育て交流広場については、「概ね小学生までを対象とし、安全かつ自由に身体を動かせる空間」として運営するため、他市の実施例も参考とし、常時職員を４名以上配置とし、職員のうち、少なくとも１名は保育士、幼稚園教諭、子育て支援員いずれかの有資格者を配置すること、同有資格者をなるべく半数以上配置することを条件としています。

一時保育施設については、児童福祉法第６条の３第７項に該当する「一時預か

り事業」として、国通知「一時預かり事業の実施について」に基づき実施することとしています。具体的には「乳幼児の年齢及び人数に応じ、専任で従事する職員として乳幼児の処遇を行う保育従事者を最低2名配置することとし、このうち保育士を半数以上配置すること」とされています。

なお、いずれの施設の職員も常勤・非常勤の別は問いません。

以上でございます。

たとえば子育て支援センターの人員ですが、これまでは通常10組の利用があり、3人の配置でした。またプログラムがある日には、プラス2人から3人の職員が配置されていたとお聞きしています。

法律や国基準を満たすことは当然であり、また昨今の専門職不足というご時世ではありますが、子育て支援には専門性や人員を充実させることは、言うまでもなく、とても大切です。直営から指定管理者制度へ移行することですが、選定に際しては、これまでの質が絶対に低下することがないように慎重に審査していただきますよう、くれぐれもお願いいたします。

【②－2】

旧サンプラザの8階にあった大会議室については、同等の施設を整備することでした。旧8階の会議室は、これまでの市の説明では、232㎡という広さでしたが、箕面都市開発(株)のホームページに載っている平面図を見ると、間口が16m、奥行きも16mあり、平米数は252.9㎡になっています。またそれに加えて別途、控室が2室とバックヤードが付随していました。壁の厚みの部分の計測方法が異なるそうですが、いずれにせよモデルプランを見ると、大会議室は190から200㎡未満となっており、また間口は8m弱の鰻の寝床のような長細いスペースしか取れないようになっていきます。どう見ても、旧大会議室程度の広さや使い易さが実現するとは思えません。

またギャラリーとして使えるスペースもモデルプランに示されていますが、旧サンプラザ1号館では、ギャラリー281㎡、多目的室が306㎡、合わせて使えば587㎡の広さがありました。今回のモデルプランでは、大会議室と併せてもギャ

ラリーとして使えるスペースは、360 m²くらいのように見えるのですが、いかがでしょうか。現在、文化・交流センター南館のギャラリースペースは400 m²弱しかなく、市民のみなさんから、イベントによっては元のスペースが必要だという声をお聞きしておりますので、質問しています。市の見解をお聞きします。

次に和室の整備について伺います。2023年6月に実施されたパブリックコメント「みのおサンプラザⅠ号館建替えにともなう公共施設の再編（素案）」に対する市の回答は、「和室等他の部屋については、これまでの利用状況やニーズを鑑みて、仕様や配置を検討」するというものでした。和室については、どのように配置を検討されたのでしょうか。

また音楽スタジオは3～4室と、従来の2室より充実を図る方向ですが、プロジェクターやスクリーン、Wi-Fi環境を備えた会議室の整備は、どのように検討されたのでしょうか。

なお、市民の利用を促進するためには、利用料は大きな要素です。指定管理者の収支計画に関わる有料施設の利用料金については、どのようにお考えでしょうか。

またネーミングライツについてはどのようにお考えでしょうか。

以上、ご答弁をお願いいたします。

<答弁②－2>

「新施設の施設構成及び概要等」について、ご答弁いたします。

まず、「大会議室の広さ」についてですが、旧施設の大会議室の面積は232平方メートルでしたが、大阪府建築基準法施行条例において、床面積が200平方メートルを越える集会所などを設けた場合、廊下や階段の幅をより大きくする必要が生じることにより、逆に有効に活用できる床の範囲が縮小されることになります。このため、建替事業者が実施する建築設計において、柱の位置など建物の基本構造を考慮した上で、大会議室のほか、多目的室や音楽スタジオなどの配置を想定し、限られた床面積の中で、最大限に確保できる床面積として190～200平方メートル未満と設定し、その収容人数は旧施設と同規模の200人以上が利用できるよう調整を進めてきたところです。

「ギャラリー機能」については、公共施設の再配置を検討するにあたり、既に文化・交流センター南館にその機能を有しており、新施設では、大会議室や多目的室にピクチャーレール等を設置するなどし、他の機能と併用してギャラリーとしての機能を確保することといたしました。

「和室の配置」についても同様に、既に文化・交流センター北館に配置されていること、また近隣の中央生涯学習センターにある和室の利用状況をふまえ、新施設の公募にあたっては必須の施設には位置付けていません。

「プロジェクターやスクリーン、Wi-Fi 環境を備えた会議室」については、様々なニーズがあることもふまえ、今後、指定管理予定者と協議を実施し、内装設計での対応を検討することとしています。

「施設の利用料金」については、今後、指定管理者が施設の規模や立地条件などに応じ、適正な額を本市の承認を得たうえで設定することとなりますが、子育て交流広場については、市内在住のかたは無料を想定しております。その他の施設の利用料金については、文化・交流センター北館、南館をはじめ、近隣の類似施設の料金を勘案したうえで、市民が使いやすい施設となる料金となるよう、指定管理者と調整してまいります。

「ネーミングライツ」については、現段階では導入を考えておりませんが、施設運営において必要となった場合は、指定管理者と協議し検討してまいります。

以上でございます。

建物の大枠が決まった今の段階では、要望できるものが限定的になってしまっていますが、大会議については、楽屋や机や椅子などのストックヤードは必要です。また、従来の大会議の周りには広いロビーがあり、ソファも設置されていました。会場の外に受付を設置することもできました。多目的室にも机や椅子の収納庫が必要になります。また南館や北館では厨房設備が使えずに困っています。このようなこれまでは備わっていた、市民活動や施設の目的に欠かせない設備について、配慮いただけますよう要望いたします。

また、利用料金についてですが、多世代の多様な市民の交流を促進させるため

に、是非、従来の利用料をベースに検討されるよう、お願いいたします。市民交流や市民活動の促進がまちの活性化のみならず、健康維持やこれからの時代に求められる住民間の支え合いにも繋がるという多様な効果を考慮していただきますよう、要望いたします。

【②－３】

モデルプランには「指定管理者に提案いただきたい内容」として、自主管理公園を用いた施設内外一体となったイベント実施、とありますが、この自主管理公園は、指定管理者が管理・運営するのでしょうか。新サンプラザビルの管理組合が管理するのであれば、購入時の特記事項に、自主管理公園を指定管理者が活用することが含まれるということなのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

<答弁②－３>

「自主管理公園の管理・運営」について、ご答弁いたします。

自主管理公園についてですが、建替事業者との調整の中では、マンション管理組合において管理することを想定されていますが、指定管理者がイベント等で利用することについて調整を進めているところです。

以上でございます。

【②－４】

次に、駐車場についてお聞きします。

第１回定例会における代表質問の質疑において、駐車場に関する質問をしましたが、その時の市のご答弁は「箕面第一駐車場に新たに確保が必要となるのは、主に、マンション住宅部分にかかる４５台分との認識」とのことでした。今回の募集要項を見ると新サンプラザの１階から３階の附置義務駐車場は、施設の用途により変動するとの注釈付きではありますが、第一駐車場、６０台の見込みと記載されています。あらためて確認しますが、附置義務駐車場は公共床用に、見込みとして約６０台、住宅用に４５台が必要になるということでしょうか。その場合、住宅用は駐車場所が固定され、公共施設用は、一般駐車と同様に空いているとこ

ろに駐車する、という理解でよいでしょうか。

またハイシーズンの駐車場対策などと合わせて、（これは、萱野が開発された影響を受けて、阪急箕面駅周辺への集客が減らないような配慮も必要ではないか、という点からお聞きするのですが）箕面駅周辺に集客・滞留するための駐車場戦略について、どのように検討されているのか、あらためて伺います。

また、商業施設（600 ㎡未満）は、「指定管理施設外」とありますが、これはテナント料として箕面市に床使用料を支払うということでしょうか。またその場合、運営上の不都合が起きた場合などは、指定管理者ではなく、箕面市が対応することになるのでしょうか。「指定管理施設外」という意味を確認するものです。

なお箕面駅前という立地条件から、大規模災害時に、臨時の避難所としての機能が必要になるかもしれないと考えますが、そのような場合を想定した、公募の条件にしているでしょうか。

また公募において、1社しか応募がなく、審査における評価点も高くない場合は、再度公募を行うことはあるのでしょうか。なお評価点の満点 400 点のうち、何点以上が合格のボーダーラインになるのでしょうか。

< 答弁②－４ >

「附置義務駐車場、商業施設の使用料、避難所の想定及び公募」について、ご答弁いたします。

まず、「附置義務駐車場」についてですが、建替事業者が算出した附置義務台数のうち、箕面駅前第一駐車場で賄う台数は、住宅部分で 45 台、住宅以外の施設用は 59 台の見込みと聞いています。

令和 7 年第 1 回定例会の代表質問で答弁したとおり、従前から箕面駅前第一駐車場は旧施設の附置義務駐車場を担ってきた経緯があるため、施設用 59 台についてはこれまでの利用と変わらず、建替え前と比べて「新たに」確保が必要となるのは主に住宅部分の 45 台分と答弁したものです。

なお、施設用 59 台分については、現在は未確定であり、今後決定される新施設の用途やその面積などによって、必要台数を確定することになります。

「駐車場所」については、施設用 59 台分はこれまでと同様に一時利用の駐車

枠の利用を、住宅用 45 台分については、固定の駐車枠の利用を想定しています。

「阪急箕面駅周辺に集客・滞留するための駐車場戦略」については、まず、車による交通集中を未然に防ぐため、駅やロータリーが整備されている立地特性を活かし、基本的には、箕面駅周辺への来訪の際には鉄道、バス等の公共交通のご利用を促します。

そのうえで、箕面駅前第一駐車場においては、現在、平時における駐車場全体のキャパシティには十分な余裕があり、観光ハイシーズン時には、これまで同様、箕面駅前第二駐車場も含めて一体的に駐車ニーズに対応してまいります。

「商業施設の使用料」については、箕面市公有財産規則に基づく使用料を指定管理者から箕面市に納めていただきます。また、公募条件において、賑わい創出に必須の機能として商業施設を必ず設けることとしており、その運営における責任は、指定管理者が対応することになります。

「大規模災害時の臨時の避難所の想定」については、当該地域の避難所は、「最初に開設する避難所」として中央生涯学習センター・メイプルホールが、「予備的避難所」として北小学校が位置づけられているため、旧施設においてその位置付けはなく、新施設においても、現時点では避難所として位置付ける予定はありませんが、施設整備後、地域防災にかかる検討がなされる中で、必要に応じて「災害対策活動拠点」に位置付けられる可能性があります。

「公募にかかる評価点のボーダーライン」については、特に定めはなく、指定管理予定者選定会議において、今回の募集目的に合致した提案であるかを、慎重に審査し、優先交渉権者として適当と認められる者を決定いたします。

以上でございます。

指定管理者選定時の基準点についてですが、選定の際には、基準点を設けるなどで基準点に達しない団体は、指定管理者候補者として選定しない、というルールが必要ではないかと考えます。また、この件は別の場で、議論したいと思えます。

【③－１】

３点目に、バリアフリー、ユニバーサルデザインについて質問します。

エレベーターやトイレの仕様についてお聞きします。

まず、このモデルプランを作成するにあたり、2023年8月～2025年1月にかけて、市と委託会社である(株)オーク研究所との間で協議しながら進めてこられてましたが、その間、障害当事者及びご家族などからの意見聴取はどのように行われたのでしょうか。

箕面市Nプランには、「都市施設のバリアフリー化の促進」について、大阪府福祉のまちづくりガイドラインに基づくことや、公共施設の整備については「誰もが使いやすいものとなるよう、障害当事者の意見を聞きながらバリアフリー化を促進し、ユニバーサルデザインの視点を重視したまちづくりの推進を図ります」とあります。当事者とどのような協議がなされたのでしょうか。

エレベーターは、電動車椅子や寝台式車椅子のユーザーが利用できる仕様になっているのでしょうか。また、トイレについても、同様でしょうか。オストメイトの設置も含めて、どのような設計条件になっているのかご答弁をお願いします。

また、「オールジェンダートイレ」についてお聞きします。例えば、市の温水プール整備運営事業における要求水準書には、ユニバーサルデザインについて、いくつかの指示が列挙されており、そのなかには法令順守とは別に「多様な性（LGBTQ+）の人が気兼ねなく利用できるよう、男女別だけでなく誰でも利用できるトイレ他の設置について配慮すること」と明記されています。モデルプラン等には、記載がありませんが、「オールジェンダートイレ」の設置はどのように検討され、整備されようとしているのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

<答弁③－１>

「新施設のバリアフリー、ユニバーサルデザイン」について、ご答弁いたします。

まず、「新施設のモデルプラン」についてですが、公共施設の公募にあたり、その基本的なコンセプトやフロア機能を決定するために作成されたものであり、施設内部の設計前の段階においては、障害者のかたへの意見聴取は実施しておりません。今後、内装設計を実施していくうえで、障害者市民施策推進協議会へ施

設の設計内容を説明し、ご意見をお伺いする予定です。

「エレベーター、トイレのバリアフリー」については、新施設には1階から3階の昇降設備としまして、エレベーターを2台設置しますが、建替事業者との協議において、そのうち1台のエレベーターは、寝台式車いすやストレッチャーでもご利用いただけるトランク付きのバリアフリー対応型のエレベーターとしています。

また、トイレにつきましては、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、施設の用途や面積によって、オストメイト対応設備などを有した福祉的トイレの設置が必要となりますが、他の公共施設の設置状況も踏まえ、年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、多様な性（L G B T Q +）の人が気兼ねなく、誰もが安心して利用できる施設となるよう努めてまいります。

以上でございます。

オールジェンダートイレの設置等、是非よろしく願いいたします。

バリアフリーについては、公園や箕面船場阪大前駅前の複合施設を整備する際に、当事者及び家族の方々から、切実な要望がありましたが、いずれも協議のタイミングが、およその計画が固まってからでしたので、スペースがない、とか予算の都合、とかで、誰もが施設を利用しやすいものを、という要望が十分に実現しなかったというケースが散見されました。やはり、もっと事前に当事者の意見を聞いていただきたかったと思います。

また例えばエレベーターは、2台のうち1台は、トランク付きのものを設置することですが、もちろん法的にはクリアしていますが、他の人が乗っている状態のとき、トランク部分を倒して乗り込むのは、とても不便です。住宅用に設置されるエレベーターはもっと大きな広さのものになっているようですので、何故公共施設のエレベーターが小さいのかと残念でなりません。市には事業者に対して、もっと早くから求めて欲しかったと思います。設計条件や業務仕様書、指定管理予定者プロポーザル募集要項のどれを見ても、バリアフリーやユニバーサルデザインへの市の強い拘りが伝わるような記述は見当たりません。もちろん、この間、障害者施策推進協議会等において市の公共施設整備にかかる説明にあた

ってこられた職員さんたちは、ご理解くださっていることと思いますが、その思いを、公募の際にもしっかりと示していただきたかったと思います。

なお、音声案内やコミュニケーションボードをはじめとする、さまざまな最新の支援ツールの活用などと合わせて、多様な市民が、安心して、ともに集うことができる施設整備と運営に向けて、今からできることに尽力していただきたいと要望いたします。

また、できるかぎり早いタイミングで、当事者との協議を始めていただきますよう、重ねて要望いたします。

【④－１】

４点目に、これからのスケジュールについて伺います。

解体工事が進められていますが、予定通り、夏頃には終了するのでしょうか。

また地階の解体中に水が出てきたとのことですが、その要因や解体工事への影響についても、お聞きします。

指定管理者の募集及び選定・発表に向けたスケジュールはどのようになっているのでしょうか。以上、ご答弁をお願いいたします。

<答弁④－１>

「解体工事及び指定管理予定者の募集等のスケジュール」について、ご答弁いたします。

現在、建替事業者により、令和６年６月から開始された旧施設の解体工事が実施されておりますが、地下階解体中に、想定外の湧水が発生し、止水対策を施す必要が生じたため、竣工時期が当初の予定より数カ月程度遅れる見込みであると聞いています。

「指定管理予定者の募集等のスケジュール」については、市のホームページにて公表しているとおり、令和７年９月上旬に選定審査を実施し、９月下旬には審査結果を発表する予定です。

以上でございます。

【④－２】

解体工事については、若干遅れるようですが、施工業者が決まったとのことで、周辺住民に対しては、工事説明が行われるようですので、騒音や安全対策なども注視していかなければならないと考えております。

さて今後、公共床の仕様等、市民の意見や希望は、どのようなタイミングで市に伝えることができるのでしょうか。（さきほどは、障害者市民施策推進協議会との協議について要望いたしました）冒頭でもご答弁いただいていた市民説明会は、いつ頃、どのような目的で開催される予定でしょうか。ご答弁をお願いします。

<答弁④－２>

「市民意見、市民説明会」について、ご答弁いたします。

今後、施設の維持管理・運営を行う指定管理予定者が決定し、施設配置のほか、運営や内装等について方針や内容が概ね確定した段階で、改めて市民の方々にご説明させていただくことを検討しています。

その際にいただいたご意見については、可能な限り設計や運営に活かすことができるよう、関係者と協議検討を進める予定です。

以上でございます。

今回は、新サンプラザⅠ号館のモデルプランを中心に指定管理者の公募要件や設計条件等について、質問いたしました。今となっては叶わないことが沢山ありますが、この段階でできる最善策が実現するよう願っています。これから指定管理者が選定されますが、箕面市では残念ながら選定会議には市民は参画できていません。しかし選定基準や候補者の提案内容について、広く市民から意見を募集し、選定の参考にしたり、選定について、住民説明会や意見交換会を開催している自治体があるようです。例えば平塚市では市民参画を、また東京都、三重県などでは、選定過程における透明性や公正性を確保するための措置を講じていると

聞いています。またこういった件についても、今後議論していきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

新しいサンプラザⅠ号館については、施設配置や内装等が決まってから市民説明会を開催するとのことですが、市民のみなさんが人を呼びたいと思える、自慢できる施設になるよう可能な限り、市民のアイデアや要望が活かされるよう今からできる最大限の対応を検討いただきたいことを申し上げて、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

以上